

犬の登録・狂犬病予防接種を!

狂犬病は おそろしい 病気です!

人を含めたほ乳類に感染し、発症すれば治療はなく、死亡率はほぼ100%です。狂犬病は世界中のほとんどの国や地域で発生し、毎年5万人以上が死亡しています。

日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは法律ですべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。海外から狂犬病を侵入させないために必ず年1回の狂犬病予防注射を受けましょう。

狂犬病予防注射は、お近くの開業獣医師でも受けられます。

鑑札・狂犬病予防注射済票は
必ず犬の首輪に
つけてください。

犬が迷子になったときも鑑札がついていれば、番号から飼主を調べることができます。

登録・注射は
もちろん!
届け出もね!

こんなときには
届け出を

登録の内容に変更があったときや犬が死亡したときは**市町村長への届出**が必要です。この届出は正確な犬の登録状況をつかむために必要なものです。

犬の所有者が変わったとき
犬の所在地が変わったとき
飼い主の住所が変わったとき

登録事項変更届

犬が死亡したとき

死亡届

飼い犬が
いなくなったら

すぐにお近くの保健所や警察(交番)等に届け出ましょう。
また、次の方法により、保健所に収容されている犬の情報がわかります。

インターネットが利用可能な方

保護・収容動物情報ホームページ

県内保健所や動物指導センター等で保護・収容されている動物が直接検索できます。

埼玉県保護動物

検索

インターネットが利用できない方

迷子動物検索テレホンサービス

県内保健所や動物指導センター等で保護・収容されている動物の検索を代行します。

受付専用ダイヤル ● 048・824・2170

受付時間 ● 9:00～17:00(土・日曜、祝日を除く)

ペット動物 のための防災

地震、台風などの災害が発生した場合、あなたの大切なペットも被災者となります。

災害が原因で大切なペットを手放したり、避難場所でのトラブルを避けるために日頃から次のことを心がけておきましょう！

- 普段から最低限のしつけ
(犬なら「おすわり」、「待て」、「静かに」など)
- 首輪・引き綱(リード)を嫌がらずに付ける習慣
- 鑑札・名札・マイクロチップなど飼い主を特定できるものを装着
- おり(ケージ)やキャリーバッグの用意と嫌がらずに入る習慣
- 写真や記録(健康や病気の記録など)の用意
- ワクチンの接種や狂犬病予防注射
- 緊急時の餌(保存の利くもの)や飲み物、常用薬などの用意
- 災害発生時のペット動物の取り扱いについてご近所とのコミュニケーション



犬を飼うためのルール

最後まで責任を持って！

動物の習性・生理・生態等を理解し、最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。

ふん尿の始末は必ず行いましょう！

公園・道路など公共の場所や他人の土地・建物などを、ふんなどの排泄物で汚したり、異常な鳴き声・悪臭・毛等により近隣に迷惑をかけることは禁止されています。

適正なしつけを！

社会に受け入れられるようなしつけをし、特に制止(マテ)ができるようにしなくてはなりません。また、呼び戻し(オイデ)ができると、いざという時に役立ちます。

犬の放し飼い禁止！

犬は綱や鎖でつなぐか、さくやおりなどの囲いの中で飼わなければいけません。つないで飼う場合には、人に危害を与えるおそれのないように注意しましょう。

散歩のときの安全確保を！

散歩は必ずリードをつけ、犬を制御できる人が行い、時間帯や場所に配慮しなければなりません。長すぎるリードでの散歩は犬にも人にも危険です。

犬の表示を！

犬の飼い主は、門柱などの人の目につくところに犬を飼っている旨の標識等を貼ることが必要です。

ふんの始末は
飼い主の責任です。

